平成２４年（フ）第３５５号
愛知県刈谷市一ツ木町清水田２番地35
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
三重県伊勢市大湊町220番地25
債務者　辻村　三生
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目17番８号　ダイヤハイツ202号
債務者　猪狩　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
埼玉県八潮市大字２丁目148番地　エクレール八潮208
債務者　照井　正エ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　越谷寮、旧住所埼玉県越谷市大成町３丁目78番地プリムローズⅡ104
債務者　米田　大助
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
埼玉県秩父市東町26番９号
債務者　岡部　利夫
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
埼玉県秩父市中村町３丁目18番３号
債務者　岡部　邦夫
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県秩父市熊木町29番19号
債務者　黒澤真由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
新潟市秋葉区荻島２丁目33番８号、前住所新潟市中央区弁天橋通１丁目11番５号　プレンティアス弁天橋202
債務者　塚野　直俊
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８号
静岡県駿東郡長泉町上長窪300番地の３
債務者　本間　敦子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
静岡県伊東市宮川町１丁目１番５号　小林マンション308号室
債務者　岩川　弥生
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市片島町770番地　グリーンパレス片島102号
債務者　石井　博之
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
岡山県倉敷市上富井122番地２
債務者　中山　晴夫
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
東京都東久留米市神宝町１丁目４番２号福寿荘203
債務者　細田　清子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４７号
東京都府中市住吉町３丁目10番地の10モアクレスト103
債務者　岡下　京子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
栃木県佐野市茂呂山町20番地２　本郷アパート
債務者　金子　知代
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７８号
栃木県足利市田中町918番地２
債務者　髙久　英雄
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部